

各自治会・町内会長 様

刑法犯認知件数（12月末 暫定値）730件（去年同期比－47件）

- 1 主な犯罪
- 空き巣 18件（－1件）
 - 自転車盗 155件（＋9件）
 - 車上ねらい 17件（－16件）
 - 部品ねらい 54件（＋16件）
 - オートバイ盗 26件（－11件）

特殊詐欺 39件（12月末 暫定値）被害総額 73,377,000円

（内訳）

オレオレ詐欺	26件	被害金額	65,900,000円
預貯金詐欺	2件	被害金額	1,000,000円
融資保証詐欺	0件	被害金額	0円
架空料金請求詐欺	3件	被害金額	198,000円
還付金詐欺	0件	被害金額	0円
キャッシュカード詐欺盗	8件	被害金額	6,279,000円
その他の手口	0件	被害総額	0円

（令和4年12月末 現在）

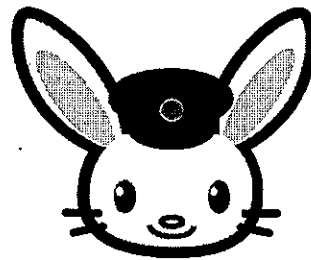
※町名別特殊詐欺発生状況

町名	件数	町名	件数
井土ヶ谷上町		真金町	
井土ヶ谷中町	2	清水ヶ丘	2
井土ヶ谷下町	2	西中町	
浦舟町		前里町	
永楽町		大岡	4
永田みなみ台	5	大橋町	1
永田山王台		中村町	1
永田台		中島	
永田東	2	中里	
永田南	1	通町	1
永田北	2	唐沢	
榎町	1	東蒔田町	
花之木町		南吉田町	
吉野町		南太田	1
宮元町		伏見町	
共進町		二葉町	
庚台		日枝町	1
弘明寺		白金町	
高根町		白妙町	
高砂町		八幡町	
三春台		平楽	
山王町		別所	1
山谷		別所中里台	
蒔田町	1	睦町	2
若宮町	1	堀ノ内町	
宿町		万世町	1
新川町		六ツ川	5
その他	2	合計	39

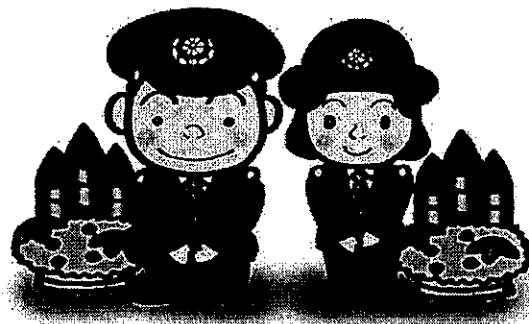
本年もよろしくお願いいたします。

◎暫定値ですが、昨年の刑法犯認知件数及び特殊詐欺発生件数を上げさせていただきました。南署は一昨年と比べると刑法犯認知件数は減少していましたが、特殊詐欺（オレオレ詐欺）の発生が＋4件増加していました。

◎電話で「鞆をなくした、お金が必要、上司が取りに行く。」等のセリフは詐欺です。迷惑電話防止機能付の電話の購入を検討しましょう。



新年明けまして、
おめでとうございます。



担当：南防犯協会事務局
（南警察署内：生活安全課）
電話045-742-0110



1月 南区交通事故統計《1月》

令和4年12月末現在 概数



発生件数

町名	令和4年	令和3年	増減数
神奈川県内	21100	21660	-560
横浜市内	7493	7883	-390
南区内	328	361	-33

死者数

町名	令和4年	令和3年	増減数
神奈川県内	113	142	-29
横浜市内	38	36	2
南区内	2	0	2

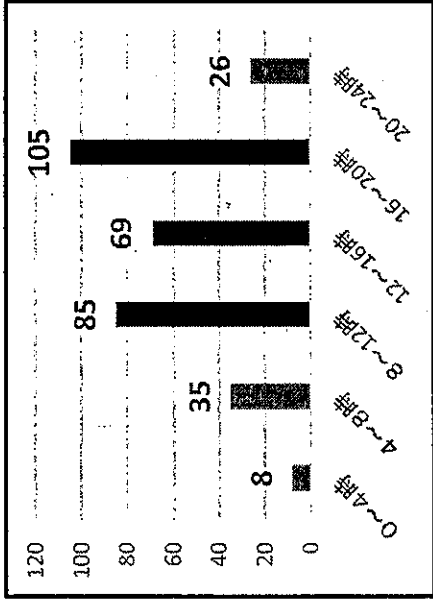
負傷者数

町名	令和4年	令和3年	増減数
神奈川県内	24376	25062	-686
横浜市内	8482	8997	-515
南区内	361	406	-45

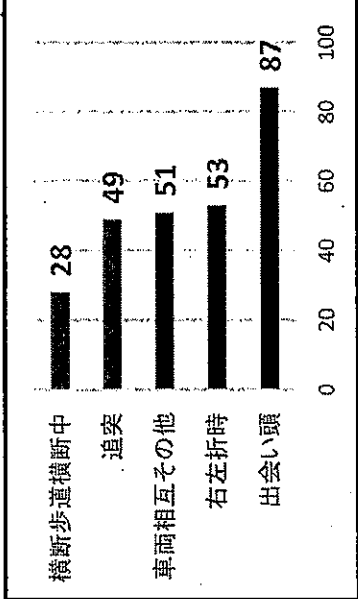
南区関係事故

種別	令和4年	令和3年	増減数
高齢者	115	140	-25
子供	16	24	-8
二輪車	129	120	9
自転車	81	106	-25

南区時間帯別発生状況



南区事故類型別発生状況



南警察署からのお知らせ



令和4年、神奈川県・南警察署管内ともに、発生件数、負傷者数が減少となりましたが、横断歩道を横断中の交通事故、南警察署管内では二輪車の交通事故が増加しました。横断歩道に接近する際は直前で停止できるような速度で進行し歩行者をよく確認しましょう。二輪車のドライバーは速度超過や危険な追越しはせず、「自分は見落とされている」という防衛運転を心がけましょう。

南区町名別発生状況

町名	令和4年	令和3年	増減数	町名	令和4年	令和3年	増減数
万世町	2	6	-4	平楽	1	1	0
三春台	1	4	-3	康台	1	1	0
中島町	4	2	+2	弘明寺	0	0	0
中村町	9	19	-10	弘明寺町	1	3	-2
中里	11	15	-4	新川町	5	3	+2
中里町	1	0	+1	日枝町	0	2	-2
二葉町	1	3	-2	東蒔田町	4	1	+3
井土ヶ谷上町	11	6	+5	榎町	4	1	+3
井土ヶ谷下町	9	15	-6	永楽町	4	7	-3
井土ヶ谷中町	10	9	+1	永田みなみ台	0	2	-2
伏見町	0	1	-1	永田北	12	4	+8
八幡町	1	2	-1	永田南	2	9	-7
六ツ川	47	29	+18	永田台	0	2	-2
共進町	5	10	-5	永田山王台	2	1	+1
別所	22	23	-1	永田東	13	10	+3
別所中里台	1	0	+1	浦舟町	12	15	-3
前里町	12	12	0	清水ヶ丘	4	3	+1
南吉田町	2	4	-2	白妙町	1	2	-1
南太田	18	18	0	白金町	6	1	+5
吉野町	9	13	-4	真金町	4	10	-6
唐沢	2	1	+1	睦町	10	19	-9
堀ノ内町	4	4	0	花之木町	1	1	0
大岡	14	16	-2	若宮町	0	4	-4
大橋町	1	2	-1	蒔田町	5	3	+2
宮元町	9	16	-7	西中町	0	2	-2
宿町	3	3	0	通町	12	4	+8
山王町	1	2	-1	高根町	10	7	+3
山谷	0	1	-1	高砂町	4	7	-3

～安全は心と時間のゆとりから～



令和4年火災・救急概況

書類番号 2

南消防署
1月1日～12月31日

1 南区火災・救急状況

区分 \ 年別	令和4年	令和3年	増△減	
火災件数	28	42	△14	
火災種別	建物	23	31	△8
	林野	0	0	0
	車両	0	2	△2
	船舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	5	9	△4
焼損床面積 (㎡)	133	414	△281	
死者 (人)	0	3	△3	
負傷者 (人)	6	7	△1	
主な火災原因	放火(疑い含む)	6	13	△7
	たばこ	4	7	△3
	マッチ・ライター	3	0	3
	こんろ	3	7	△4
電気機器	2	4	△2	
救急出場件数	15,269	12,799	2,470	
救急種別	急病	11,204	9,176	2,028
	一般負傷	2,572	2,228	344
	交通事故	486	433	53
	その他	1,007	962	45

2 横浜市火災・救急状況

区分 \ 年別	令和4年	令和3年	増△減	
火災件数 (件)	638	698	△60	
焼損床面積 (㎡)	4,733	8,795	△4,062	
死者数 (人)	14 (2)	21 (1)	△7	
負傷者数 (人)	88	110	△22	
救急出場件数 (件)	244,086	204,427	39,659	
救急種別	急病	174,210	140,967	33,243
	一般負傷	42,755	37,404	5,351
	交通事故	8,980	8,833	147
	その他	18,141	17,223	918

* 死者数欄()内の数値は、放火自殺者の内数

3 行政区別火災・救急状況

区分	火災			救急		
	令和4年	令和3年	増△減	令和4年	令和3年	増△減
鶴見	52	54	△2	18,193	15,124	3,069
神奈川	41	37	4	15,247	13,113	2,134
西	34	35	△1	10,039	7,984	2,055
中	53	84	△31	17,591	15,374	2,217
南	28	42	△14	15,269	12,799	2,470
港南	38	46	△8	14,484	11,806	2,678
保土ヶ谷	36	35	1	13,354	11,306	2,048
旭	40	41	△1	16,039	13,660	2,379
磯子	23	31	△8	11,184	9,173	2,011
金沢	21	36	△15	12,849	11,187	1,662
港北	61	52	9	19,614	16,498	3,116
緑	32	25	7	10,746	9,224	1,522
青葉	32	40	△8	15,005	12,329	2,676
都筑	28	34	△6	10,453	8,432	2,021
戸塚	63	37	26	17,855	15,055	2,800
栄	20	16	4	7,698	6,358	1,340
泉	21	30	△9	10,042	8,147	1,895
瀬谷	15	23	△8	8,378	6,811	1,567

※本年数値は速報のため、変更することがあります。また、表は前年同時期との比較です。

4 連合町内会・受持消防団別火災件数

連合町内会名	火災件数	受持消防団
太田東部連合町内会	1	1分団
太田地区町内連合会	3	
寿東部連合町内会	4	2分団
中村地区連合町内会	4	
蒔田連合町内会	3	3分団
お三の宮地区連合町内会	1	
堀ノ内睦町連合町内会	1	
井土ヶ谷地区連合町内会	2	4分団
北永田地区連合町内会	2	
永田みなみ台連合自治会	0	5分団
本大岡地区町内会連合会	2	
	0	
大岡地区連合町内会	0	
別所地区連合町内会	1	
南永田・山王台連合町内会	1	6分団
六ツ川地区連合自治会	1	
六ツ川大池地区連合自治会	1	1~6分団
連合未加入自治会、その他	1	
合計	28	

5 南消防団受持地域別火災件数

分団名	発生件数 (件)
第1分団	4
第2分団	8
第3分団	6
第4分団	4
第5分団	2
第6分団	4
合計	28

交通安全活動だより

一般社団法人南交通安全協会
横浜市南区大岡2-31-4 南警察署内
発行責任者 045-741-3262
一般社団法人南交通安全協会
会長 置田 光 男

踏切横断に注意!

二輪車の事故防止!

8月9日(火)京浜急行電鉄は、踏切事故の防止を呼び掛けるキャンペーンを京急弘明寺駅前の踏切で南警察署・南交通安全協会等と合同で行いました。啓発物を通行人に配布し注意を呼び掛けました。京急では、「踏切警報機が鳴ってから横断する人をよく見かける。心と時間に余裕をもって、ご自身の安全を確保してほしい。」と呼び掛けています。



二輪車事故防止強化月間に因み、8月19日南警察署は、バイクや原動機付自転車の運転者に安全運転を呼びかけるキャンペーンを鎌倉街道で行い、南交通安全協会も協力し鎌倉街道を走るライダーに注意喚起しました。



秋の全国交通安全運動

令和4年9月21日(水)から9月30日まで

9月30日(金)「交通事故死ゼロを目指す日」

【 運動の重点 】

- 1 子供と高齢者をはじめとする歩行者の安全の確保
- 2 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護等安全運転意識の向上
- 3 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
- 4 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- 5 二輪車の交通事故防止



南区交通安全区民総ぐるみ大会

第一部 式典①開会宣言 ②挨拶



落合副会長



鈴木区長



田上署長



置田会長

③交通安全功労者表彰

- 南警察署長感謝状
- 同 上
- 南交通安全協会会長感謝状

青柳成展
柘谷明里
飯田純奈



④交通安全の誓い ⑤式典閉会の挨拶 第二部 県警音楽隊演奏 第三部 交通安全教室 第四部 南区音頭踊り



齋藤南交通安全母の会会長



長谷川副会長



県警音楽隊



南署員による交通安全教室



南交通安全母の会の皆さん

南警察署・伊勢佐木警察署合同による違法駐車追放運動キャンペーン



・違法駐車はやめましょう!
駐車車両があるため、急病人やけが人に対応するため出動した救急車や、火災消火活動・救護活動のため出動した消防車が通行ができなくて支障が出てしまいます。「ちょっとだけ」は絶対ダメ!



京急ミュージアムで 南地域交通安全活動推進委員の研修

南地域交通安全活動推進委員は、10月18日(火)午後2時から午後3時まで京浜急行電鉄株式会社京急ミュージアムにおいて、見学と今後の地域交通安全活動のための「南地域交通安全活動推進委員研修会」を行いました。



南交通安全協会 新たな横浜の体験研修会

南交通安全協会並びに交通安全母の会など関係団体32名は、11月15日午前10時に県立歴史博物館前に集合し、歴史博物館を見学、その後、街と水上をシームレスにつなぐ水陸両用バスの乗車(船)体験をしました。その後、最近リニューアルした横浜のシンボルであるマリントワーを訪れ、展望フロアで360度の大パノラマを満喫しました。新たな貴重な体験をし、実に有意義な研修会でした。



はまっ子交通安全教室 10月6日 永田小学校



自転車の交通ルール

- 1 児童・幼児のヘルメット着用
 - 2 二人乗りは禁止(但し、例外あり)
 - 3 運転中の携帯電話禁止
 - 4 夜間は必ずライトを点灯
 - 5 飲酒運転は厳禁
 - 6 信号無視をしない
 - 7 交差点では安全確認・安全進行等の自転車の交通ルールを守りましょう!
- 危険な違反行為を繰り返すと「自転車運転者講習」を受けなければなりません。



二人乗り・ノーヘルだめ

年末の交通事故防止運動

無事故で年末 笑顔で新年! 12月11日(日) ~ 20日(火)



運動の重点

- ① 横断歩行者(特に高齢者)の交通事故防止
- ② 二輪車の交通事故防止
- ③ 飲酒運転の根絶

(年末交通事故防止キャンペーン)



飲酒運転
ダメ!



注意

水道局関係者を装った

不審な訪問や電話、メールに

ご注意ください



水道局では、次のようなことはしていません

依頼していない
水質検査や配管などの調査

浄水器などの
訪問販売、レンタル、あっせん

家の中の水道管の修理や
調査、高額な作業代金の請求

Eメールでの
料金未払いのお知らせ

不審な点があれば
水道局お客さまサービスセンター はちよんなな 045-847-6262
おかけ間違いのないようご注意ください



横浜市水道局



『横浜市水道局 不審者』で検索

横浜市水道局からのお知らせ

水道に関することで訪問があった場合は、必ず身分証の提示を求めてください



水道局の職員や委託事業者などの水道局関係者を装い、水道局から指示や依頼を受けていると言って、ご自宅へ訪問する不審者や、不審な電話、不審なメールが送られてきたという情報が多数寄せられています。

不審な電話の後、水質検査をすると訪問があり、検査後に「水質が良くない」と言われ、水道管の洗浄を勧められたため洗浄をしてもらったところ、高額な請求をされた事例も発生しています。

何か不審な点がある場合には、家の中に入れたり、すぐに契約や金銭の支払い等はせず、水道局お客さまサービスセンターへご連絡ください。不審なメールが届いた場合には、メールを開かずに削除してください。

水道に関する問合せは、
24時間365日いつでも

水道局お客さま
サービスセンターへ

水道料金のお支払いには口座振替・
クレジットカード払いをご利用ください

はちよんなな

tel 045-847-6262

fax 045-848-4281

おかけ間違いのないようご注意ください

南区制 80 周年記念事業へのご協力依頼

<趣旨>

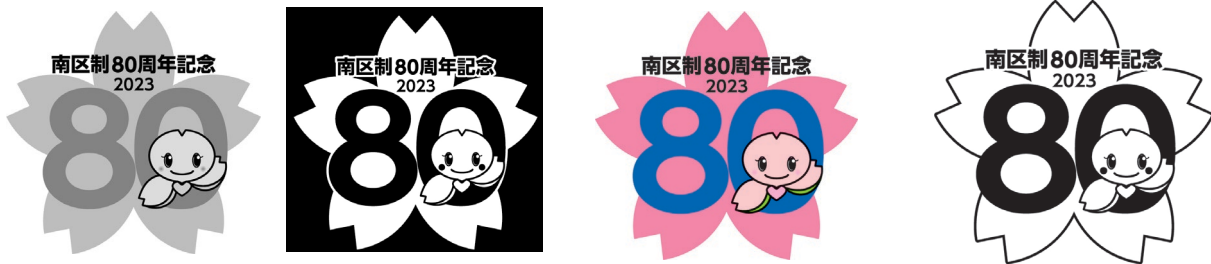
南区は本年 12 月 1 日に区制 80 周年を迎えます。実行委員会・区役所では、記念式典や記念誌の発行などの企画を予定しています。80 周年を地域の皆様と一緒に盛り上げていくため、南区制 80 周年記念事業にご協力をお願いいたします。

<依頼事項>

1 「南区制 80 周年記念ロゴマーク」の提供について（要綱：資料 1）

どなたでも各種印刷物やイベント等で使用いただくことができます。ぜひご活用ください！

ロゴマークは次の通り 4 種類あります。ロゴマークを使用する際は、「南区制 80 周年記念ロゴマーク使用申請・届出書」を提出してください。なお、ご家庭内などで個人的にご使用される場合は提出不要です。



↓ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/shokai/minami80/minami80logo.html>



2 南区制 80 周年記念事業協賛金のお願いについて（依頼文：資料 2）

区制 80 周年をお祝する事業を実施するため、協賛をお願いいたします。区民の皆様と地元企業等からの協賛金は、記念誌の作成、啓発物品の制作、区制 80 周年記念式典の開催等への資金とする予定です。

3 南区で撮影した思い出の写真の募集について（広報チラシ：資料 3）

「#みんなで作る南区動画」制作にあたり、区内で撮影した思い出の写真やエピソードを募集します。

写真募集にあたり、イメージ動画を公開しています。ぜひご覧ください。

4 「南区制 80 周年記念」名称使用事業の募集について（要綱：資料 4）

区制 80 周年を祝うための事業及び区制 80 周年の機運を醸成する事業を「南区制 80 周年記念関連事業」として認定し、「南区制 80 周年」の名称を使用いただけます。地域で開催する各種事業で、該当する事業がありましたらお申込みくださいますようお願いいたします。

南区制 80 周年記念ロゴマーク取扱要綱

制 定 令和 4 年 10 月 11 日（南区制 80 周年記念事業実行委員会会長決裁）

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、令和 5 年に、横浜市南区が誕生してから 80 周年を迎えることを機に、区制 80 周年を南区全体が一体となって祝い、今後の更なる発展の契機とする目的で制定した、「南区制 80 周年記念ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）」の公益的事業等への使用について、必要な事項を定める。

（定 義）

第 2 条 この要綱において「公益的事業等」とは、学術、文化、芸術、芸能、教育、スポーツに関する事業、地域活動の推進に関する事業、地域産業の振興に関する事業、福祉に関する事業、及び保健衛生に関する事業その他これらに類する事業で、公共性のあるもの並びに区制 80 周年を広く PR すると認められる各種事業をいう。

（デザイン）

第 3 条 ロゴマークのデザインは、別紙のとおりとする。

（使用の申請及び届出）

第 4 条 ロゴマークの使用を希望する者（以下、「使用希望者」という。）は、事前に「南区制 80 周年記念ロゴマーク使用申請・届出書」（第 1 号様式）を南区制 80 周年記念事業実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- （1）報道機関が区制 80 周年の広報を目的で使用する場合
- （2）個人的に家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用する場合
- （3）その他会長が使用届出を必要としないと特に認める場合

- 2 第 1 項の手続きにかかるロゴマークの使用が、第 7 条第 2 項の規定に該当せず、かつ第 8 条の規定に抵触しない場合には、当該手続きは、届出として扱う。
- 3 会長は、ロゴマーク使用の申請又は届出（以下「届出等」という。）のあった公益的事業等に対し、この要綱の定めるところにより、その届出等を受理する。
- 4 会長は、第 2 項の規定に該当しない申請について、その使用承認の可否について決定し、その結果を使用希望者に文書で通知する。

（横浜市の使用）

第 5 条 前条の規定にかかわらず、横浜市が行う事業等で使用する場合は、特に前条の届出等は必要としない。

（使用承認基準）

第 6 条 ロゴマークを使用することができる事業は、団体及び個人が行う公益的事業等で、次のいずれかの要件に該当するものをいう。

- （1）南区が企画または運営に参画しているもの。
- （2）南区が経費（補助金その他の金銭を含む。）の全部または一部を負担しているもの。
- （3）区制 80 周年を広く PR すると認められるもの。
- （4）その他、前各号に準ずるもののうち、会長が特に認めたもの。

(使用方法)

第7条 ロゴマークを使用する場合は、次の使用方法を遵守するものとする。

(1) ロゴマークのデザインを変形させたり、無断でほかの図形等と重ねて使用したりしないこと。ただし、縮小及び拡大により倍率を変更する等、縦横比が変わらない方法で使用することができる。

(2) ロゴマークの色は、別紙のとおり定められた色を使用すること。

2 ロゴマークを商品に使用する場合は、次の場合に限るものとする。

(1) 商品又はその包装に表示する場合。ただし、ロゴマークがなければ商品として成立しないものは、その限りではない。

(2) 商品の販売促進のための印刷物、掲示物、及びウェブページ等に表示する場合。

(3) 営利を目的とせず、ロゴマークを使用してシール、バッジ等の製品化をする場合。

(禁止事項)

第8条 ロゴマークを使用する事業が、次の各号に該当する場合、使用を禁止し、その申請を承認しないものとする。

(1) 他者の財産、プライバシー等を侵害するもの、又は侵害する恐れのあるもの。

(2) 他者に不利益、損害を与えるもの、又はその恐れのあるもの。

(3) 公序良俗に反するもの、又はその恐れのあるもの。

(4) 犯罪行為、犯罪行為に結びつくもの、又はその恐れのあるもの。

(5) 前条の規定によらず、営業活動、営利のみを目的とするもの、又はその準備を目的とするもの。

(6) 他者の名誉、信用を毀損するもの。

(7) その他、法律、法令、条例に違反するもの、又はその恐れのあるもの。

(8) 政治活動、選挙運動又は宗教的活動に関するもの。

(9) 自己の商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用する場合。

(10) その他、会長が、ロゴマークを使用させることが不相当と認めるもの。

(ロゴマークのデータ提供)

第9条 会長は、第4条の規定により届出があり受理する場合及び申請があり承認する場合並びに第5条の規定によりロゴマークを使用する場合で、使用希望者から希望があった場合には、ロゴマークの電子データを提供することができる。

(使用承認の取消し等)

第10条 会長は、第4条第3項の規定による届出を受理された者及び第4条第4項の規定による承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用禁止を命ずる、又は使用承認を取り消すことができる。

(1) 第7条及び第8条の規定に違反した場合。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けた場合。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年10月11日から施行し、同日以後の届出等に関するものから適用する。

(様式第1号様式)

南区制 80 周年記念ロゴマーク使用申請・届出書

令和 年 月 日

南区制 80 周年記念事業実行委員会 会長

団 体 名
所 在 地
代 表 者 名
(連絡責任者)
氏 名
住 所
電 話
E-mail

次の行事等について、南区制 80 周年記念ロゴマークを使用したいので(申請・届出)します。

申請・届出内容

使用の趣旨・目的	
使用方法	<input type="checkbox"/> 看板類 <input type="checkbox"/> 印刷物 <input type="checkbox"/> 映像 <input type="checkbox"/> 記念品類 <input type="checkbox"/> そのほか ()
使用期間 (※)	令和 年 月 日～令和 年 月 日
有償・無償	<input type="checkbox"/> 無償 <input type="checkbox"/> 有償 (販売予定価格 : 円)
対象者	
作成 (配布) 数	
備考	

※使用期間は令和5年1月11日以降の期間としてください。

区使用欄 (記入しないで下さい)	第8条 <input type="checkbox"/> 該当(申請) <input type="checkbox"/> 非該当(届出)
---------------------	---

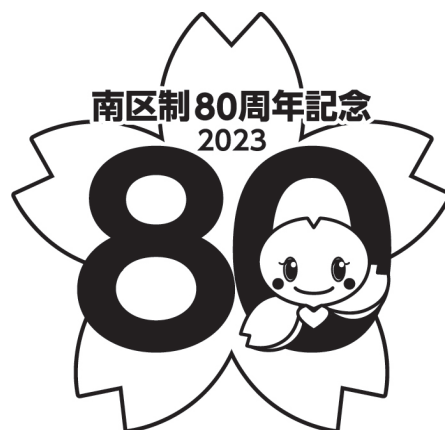
別紙

南区制 80 周年記念ロゴマーク（4パターン）

No. 1



No. 2



No. 3



No. 4



令和5年1月20日

〇〇連合町内会長/〇〇町内会長 〇〇様

南区制 80 周年記念事業実行委員会 会長 吉井 肇

南区制 80 周年記念事業における協賛金のお願い(依頼)

本年 12 月 1 日に迎える区制 80 周年を、南区全体で一体となってお祝いする事業を実施していきたいと考えております。つきましては、誠に恐縮ではございますが、南区制 80 周年記念事業への協賛にご協力いただければ幸いです。

いただいた協賛金は記念誌の作成、啓発物品の制作、区制 80 周年記念式典の開催等への資金とする予定です。

是非ともお力添えを賜りますよう、心からお願い申し上げます。

(1) 協賛金について

ご賛同いただける場合は、連合町内会及び、自治会・町内会それぞれ一口 20,000 円でのご協力をお願い申し上げます。

(2) 記念式典へのご招待等について

連合町内会、自治会・町内会長各位におかれましては、記念式典にご招待させていただく予定です。記念式典では当日配布の式次第に協賛者名簿を掲載させていただきます。

(3) 協賛金の振込等について

次の振込先・名義にてお振込みいただきますようお願いいたします。

《振込先》

**「横浜銀行 阪東橋支店(313) 普通預金 6212784
口座名 南区制80周年記念事業実行委員会」**

※振込手数料がかかる場合は、振込金額から引いていただいて差し支えございません。

《振込み人名義》

〇〇〇

※連合町内会、自治会・町内会ごとに番号は異なりますので、ご注意ください。

(4) 振込連絡について

お振込みいただいた後に、確認のため、別紙連絡票のとおり事務局まで FAX、電話または、メールでご連絡いただきますようお願いいたします。

(5) 受付期間

令和5年1月20日(金)から同年7月31日(月)まで

何卒、ご理解・ご了承いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点につきましては、実行委員会事務局までお問い合わせください。

南区制 80 周年記念事業実行委員会事務局
(南区総務課庶務係)

担当 平井・小林

電話 341-1224 FAX 241-1151

Email mn-syomu@city.yokohama.jp

南区制 80 周年記念事業実行委員会事務局（南区総務課庶務係）あて
FAX 045-241-1151

南区制 80 周年協賛金振込連絡票

〇〇連合町内会長/〇〇町内会（振込人名義 〇〇）

振込金額 _____ 円（手数料込）

振り込み日 令和 5 年 ____ 月 ____ 日

連絡先 氏名 _____

電話番号 _____

※電話、メールの場合についても、上記事項をご連絡ください。

TEL 341-1224 Email mn-syomu@city.yokohama.jp

南区で撮影した /

思い出の写真 募集中！



#みんなで作る南区動画



大岡川プロムナードの桜並木、商店街、お祭りなど
南区は下町情緒溢れる“あったかい”まち。
そんな南区での、“あなた”のあったかい思い出は、
“だれか”のあったかい思い出を呼び起こすかもしれません。

区制 80 周年のお祝いに、
“あなた”と“だれか”の“みんな”の写真で、
ひとつの動画をつくりましょう。

(応募いただいた写真を使用して、南区役所が動画を制作します。)

写真募集のためのイメージ動画を公開中！
まずは、動画をチェック！



だれかの南区、みんなの南区



BGM: 南区音頭 2022 Ver.



応募方法等は裏面を
ご覧ください。

募集期間

2023年

1月11日(水)

～9月29日(金)



だれかの南区、
みんなの南区

こんな写真をお待ちしています。

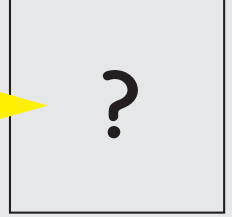
桜とともに撮った写真、お祭りの写真、学校・地域でのイベントの写真、赤ちゃんの時の写真、引っ越してきたときの写真、開業したときの写真、あなたのお気に入りの南区の風景など。同じ場所で撮影した昔と今の写真や、令和5年に80歳を迎える方の写真も大歓迎！



今昔写真例



〇年前の〇〇公園



同じ場所で撮った今

応募方法

1. 郵送

写真やCD-Rを送付ください。
※原則としてお送りいただいた写真やCD-Rは返却しませんので、ご了承ください。
写真が大量にあるなど返却を希望する場合は、問合せ先へご相談ください。

送付先

〒232-0024 横浜市南区浦舟町 2-33
南区役所 区政推進課企画調整係

2. 電子申請

横浜市電子申請システムを利用して、ウェブ上からアップロードしてください。
* 1ファイルあたり10MB以下



横浜市電子申請システム

3. Instagram (インスタグラム)

[#みんなで作る南区動画]をつけて投稿してください。
ハッシュタグ

応募いただいた写真を使用して制作する動画は、区制80周年を迎える令和5年12月1日に公開予定です。詳細については、「#みんなで作る南区動画」ウェブページをご覧ください。



#みんなで作る南区動画ウェブページ

次の事項も教えてください。

- ・写真にまつわるエピソード（60字程度）
- ・写真の撮影場所（〇〇公園、町名等）
- ・撮影時期（〇年頃）

#みんなで作る南区動画応募票

※郵送の際に同封ください。

撮影場所（〇〇公園、町名など）

撮影時期（〇年頃）

写真にまつわるエピソード（60文字程度）

氏名

電話番号

注意事項

- ・被写体として人物や店舗が写っている場合は、ご本人・店舗等への了解を必ず得てください。被写体の肖像権侵害に関するトラブル並びに著作権の侵害等にかかるトラブルに関して、南区は一切責任を負いません。
- ・動画完成後に南区は、応募写真を保存する義務を負いません。
- ・応募いただいた写真の一部を動画で使用します。使用できない写真があることをご了承ください。
- ・応募写真及びエピソードの著作権は撮影者の方に帰属しますが、応募者は南区及び南区が認めた者が出版物、ホームページ、広告、宣伝などで二次利用することを許諾するものとし、著作人格権を行使しないものとします。また、応募写真及びエピソードの使用にあたり、画像処理やトリミング、編集等を行う場合があります。
- ・個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、「#みんなで作る南区動画」事業にのみ使用し、その他の用途には使用しません。

【問合せ先】

横浜市南区区政推進課企画調整係

TEL045-341-1232 / FAX:045-341-1240 / Email mn-kikaku@city.yokohama.jp

※応募票は、コピーや自作でもかまいません。

南区制 80 周年名称使用に関する事務取扱要綱

制定 令和 4 年 12 月 16 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、区民等により組織された団体等が行う南区制 80 周年を祝うための事業及び南区制 80 周年の機運を醸成する事業を、南区制 80 周年記念関連事業（以下「関連事業」という。）として認定することに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「区民等」とは南区在住者に限らず、南区と深い関わりのある団体等の構成員も含めるものとする。

2 この要綱において「団体等」とは、市民活動団体等公益性を有する団体及び企業を言う。

3 この要綱において「事業」とは、学術、文化、芸術、芸能又はスポーツに関する行事その他これらに類する行事で、公共性のあるもの、また、南区の施策・事業と整合性のある行事を言う。

(認定の対象)

第 3 条 認定の対象となる事業は、団体等が行う事業で、次の全ての要件に該当するものとする。

(1) 南区制 80 周年を盛り上げるための事業

(2) 南区民等を対象とする事業

(3) 令和 5 年 1 月 11 日から令和 5 年 12 月 31 日までに実施する事業

(適用除外)

第 4 条 この要綱は、団体等の構成員のみを対象とする事業、特定の政治活動、宗教的活動に関する行事又は専ら営利を目的とする事業には適用しない。

2 この要綱は南区が主催する事業には適用しない。

(特定の名称使用申請等の手続き)

第 5 条 名称使用の承認を受けようとする者は、南区制 80 周年記念名称使用届出書（第 1 号様式）を南区制 80 周年記念事業実行委員会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 第 1 項の申請書は、行事の開催日の 1 週間前までに提出しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(認定の決定)

第 6 条 前条の申請書の提出があったときは、第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、対象事業

であることを確認し、会長が認定する。

- 2 申請者に対しては、南区制 80 周年記念関連事業認定決定通知書（様式第 2 号）により通知する。

（行事内容等変更届等）

第 7 条 前条の規定により通知を受けたものは、申請の内容を変更する場合は行事内容変更届（第 3 号様式）を、行事が終了した場合は行事終了届（第 4 号様式）を、速やかに、会長に提出しなければならない。ただし、行事の内容の変更にあつては、変更の内容が軽易なものについては、この限りでない。

（決定の取消し）

第 8 条 会長は、第 6 条の規定により決定をした場合において、申請者が次に掲げる事由に該当することが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請をした場合

(2) 正当な理由がなく、申請の内容と異なる行事を実施した、又は実施することが発覚した場合

(3) 法令に違反した場合

(4) その他、会長が不相当と認めた場合

- 2 取消の効力は決定の時点まで遡るものとし、当該取消に関して、区は団体等に対して一切の責任を負わないものとする。

- 3 会長は、第 1 項の規定により決定を取り消した場合において、名称使用取消通知書（第 5 号様式）を申請者に送付するものとする。

（事務局）

第 9 条 事務取扱は、南区役所地域振興課内にする。

（委任）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、認定に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 11 日から施行し、令和 6 年 3 月 31 日をもって、その効力を失う。

第1号様式

南区制 80 周年記念名称使用届出書

令和 年 月 日

南区制 80 周年記念事業実行委員会
会長 吉 井 肇 様

団 体 名
所 在 地
代 表 者 名
(連絡責任者)
住 所
電 話

次の行事について、「南区制 80 周年記念」名称を使用したいので届出します。

行 事 名	
開 催 期 間	
会 場	
開催主旨及び行事内容	
使 用 目 的	該当する使用目的にチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 看板類 <input type="checkbox"/> パンフレット等配付印刷物 <input type="checkbox"/> 映像 <input type="checkbox"/> 記念品類 <input type="checkbox"/> その他 ()

第2号様式（第6条第2項）

南区制80周年第 号
年 月 日

様

南区制80周年記念事業実行委員会
会長 吉 井 肇

南区制80周年記念関連事業認定決定通知書

令和 年 月 日に申請のありました行事について、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

1 行事名

2 決定内容

担当
電話

第3号様式（第7条）

行事内容変更届

令和 年 月 日

南区制80周年記念事業実行委員会
会長 吉井 肇 様

団体名
所在地
代表者名
(連絡責任者)
住所
電話

先に申請した行事について、次のとおり内容を変更しますので届出ます。

行事名	
開催期間	
変更内容及び理由	

第4号様式（第7条）

行 事 終 了 届

令和 年 月 日

南区制 80 周年記念事業実行員会
会長 吉 井 肇 様

団体名
所在地
代表者名
（連絡責任者 ）
住所
電話

このたび、南区制 80 周年記念事業実行委員会の承諾を得て実施しました行事は、次のとおり終了しましたので届出ます。

行 事 名	
開 催 期 間	
会 場	
入場者数又は参加者数	
行 事 内 容	

第5号様式（第8条）

南区制 80 周年第 号
令和 年 月 日

様

南区制 80 周年記念事業実行委員会
会長 吉 井 肇

名称使用取消通知書

このたび、南区制 80 周年記念事業実行員会の名称変更を承諾した行事について、取消しが決定したので通知します。

1 行事名

2 理由

担当
電話

令和5年1月20日

自治会町内会長 御中

みなみ桜まつり実行委員会
実行委員長 吉井 肇

南区制 80 周年記念 みなみ桜まつりぼんぼり協賛について（お願い）

寒中の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、南区の様々な事業に御支援・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、南区では区民相互の交流を促進するとともに、より一層の郷土愛を深め、明るく住みよい区づくりを推進するために、「南区制 80 周年記念みなみ桜まつり」を開催します。

夏に開催していた「南まつり」と春に開催していた「南区桜まつり」の伝統を引き継ぎ、ステージイベントや民謡流し、区民の皆様が作成した絵どうろうと大岡川沿いの桜のライトアップ・ぼんぼり点灯が春の夜を彩り、区民の皆様の記憶に残る、新たなおまつりとして、準備をしております。

つきましては、誠に恐縮ではございますが、当事業の趣旨を御理解いただき、ぼんぼりの御協賛をいただきたく、お願い申し上げます。

1 協賛金額

1 灯 5,000円

何灯でもお申し込みいただけます。

2 名入れについて

今回は南区制 80 周年を記念して、御協賛いただくぼんぼりの名入れ部分（2面のうち1面）に、「祝 南区制 80 周年」と入れさせていただきますので、御承知おきください。

※詳細につきましては別添のチラシを御参照ください。

みなみ桜まつり実行委員会事務局

（南区役所地域振興課）

担当：飛留間・塩野谷

TEL 045-341-1237

FAX 045-341-1240

メールアドレス mn-sakura-matsuri@city.yokohama.jp

南の風はあたたかい。

南区の花「さくら」

青白ピンクの
三色ぼんぼりです



南区制80周年記念 みなみ桜まつり 「ぼんぼり」への協賛について

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

南区では、区民相互の交流を図り、一層の郷土愛を深め、明るく住みよい南区づくりを目的として、区民の皆様・各種団体・行政機関が一体となって、「南区民まつり」を開催してきました。

このたび、「南まつり」と「南区桜まつり」を統合し、「みなみ桜まつり」として新たなスタートを切ることになりました。

令和5年は南区制80周年の年であり、「南区制80周年記念 みなみ桜まつり」と称し、蒔田公園にて4年ぶりにイベントを開催します。大岡川プロムナードは、満開の桜を多くの「ぼんぼり」が彩りを添え、夜になると美しくライトアップされます。

つきましては、「みなみ桜まつり」の趣旨をご理解いただき、大岡川プロムナードの桜並木を飾る「ぼんぼり」への協賛に、是非ともご協力をお願い申し上げます。

南区制80周年記念 みなみ桜まつりの概要

1. 大岡川プロムナードのライトアップ・ぼんぼり点灯

(1)点灯式：令和5年3月24日(金) 17時30分ごろ

弘明寺商店街さくら橋

(2)点灯期間：令和5年3月24日(金)～4月9日(日)

18時～21時

(3)点灯区間：大岡川プロムナード(観音橋～清水橋)

※裏面地図のとおり

2. 蒔田公園のイベント

日時：令和5年3月25日(土) 26日(日) 10時～15時

内容：ステージイベント、模擬店・バザーの出店、南区音頭、絵どうろうの展示

※絵どうろうの点灯は3月24日(金)～26日(日) 18時～21時

みなみ桜まつり「ぼんぼり」協賛

協賛ぼんぼりの概要

高さ30cmで6面のぼんぼりに、好きな文字を2面にいれることができます！

1. 協賛金額 1灯 5,000円(お1人様何灯でもお申込みいただけます)
2. 名入れ ぼんぼり2面に文字を印刷します。入学・卒業、結婚、誕生などの記念として、ご家族のお名前やメッセージを入れることができます。
1面につき1行15文字(最大2行30文字)まで対応可能です。2行になる場合は、文字が極端に小さくなりますのでご注意ください。
名入れする文字は、申込時に記載していただきます。

3. 申込・受付方法

(1) 区役所窓口(6階 61 番地域振興課)

南区役所地域振興課窓口で、「ぼんぼり協賛のご案内」を受け取り、申込内容をご確認いただき、指定口座への振込をお願いします。

※窓口での受付は、土・日・祝日をのぞく8時45分～17時まで

(2) インターネットからの申込

横浜市の電子申請受付システムで申込申請をします。その後、事務局から「ぼんぼり協賛のご案内」を連絡しますので、申込内容をご確認いただき、指定口座への振込をお願いします。

※誠に恐れ入りますが、振込手数料は支払者様の負担とさせていただきますのでご了承ください。



申込期限

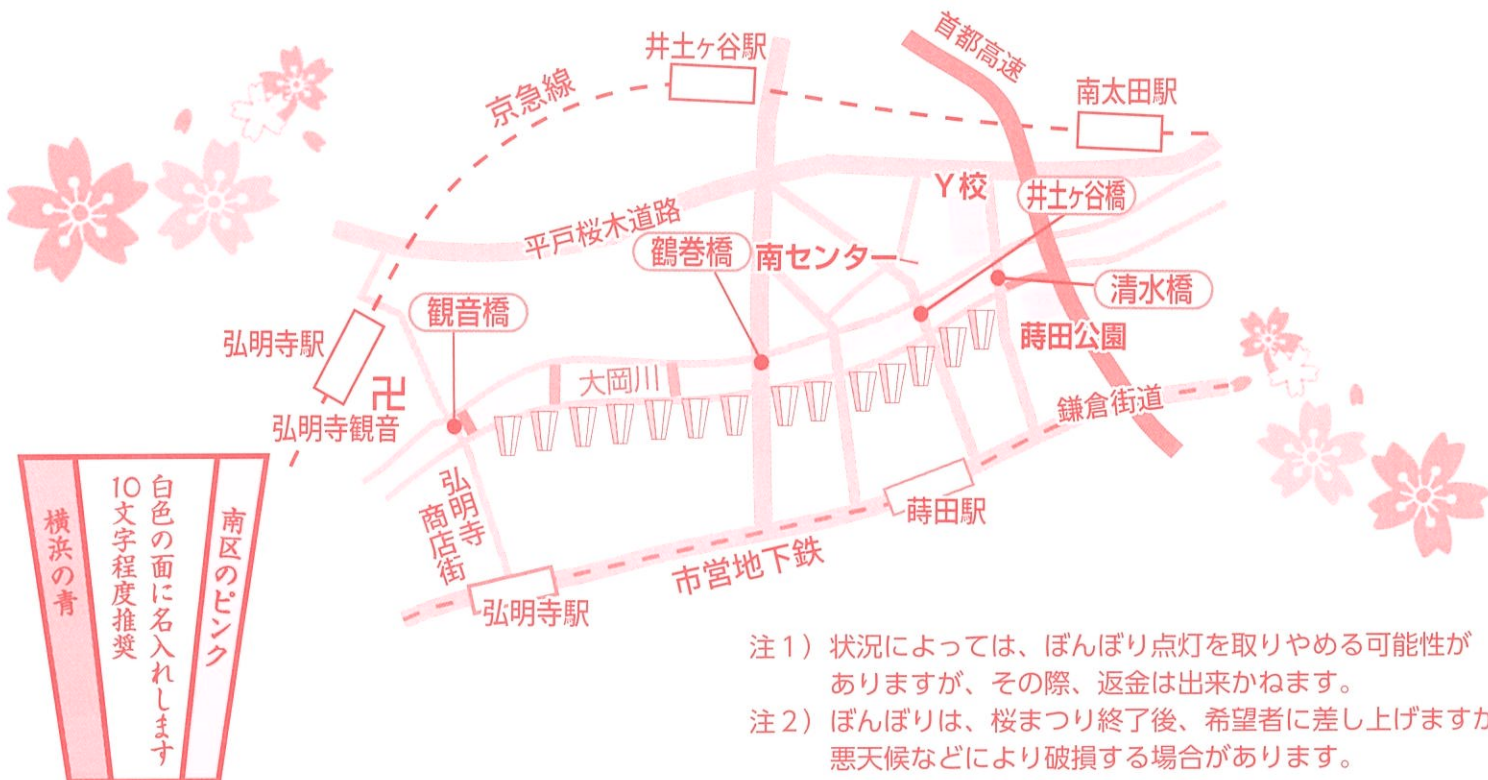
令和5年2月14日(火)まで

※お申込みはお早めをお願いいたします。

みなみ桜まつり 協賛

4. 設置場所 大岡川プロムナード(観音橋～清水橋)

※ぼんぼりの掲出場所につきましては、みなみ桜まつり実行委員会事務局に一任となりますので、ご了承ください。



注1) 状況によっては、ぼんぼり点灯を取りやめる可能性があります。その際、返金は出来かねます。

注2) ぼんぼりは、桜まつり終了後、希望者に差し上げますが、悪天候などにより破損する場合があります。

お問合せ先 **みなみ桜まつり実行委員会事務局 (南区地域振興課 区民活動推進係内)**
TEL 341-1237/FAX 341-1240 担当 飛留間、塩野谷



地元で活動を
始めるヒントに。

令和4年度南区地域活動発表会

観覧者募集

コロナ禍でも活動している団体の取組、ぜひ聞いてください！



令和5年2月17日(金)
13:30~16:00
(開場13:00/入退場自由)



みんみん
南公会堂

(南区浦舟町2-33)



定員100名
(申込者多数の場合は抽選。可否の連絡を2/14までに連絡)
当日来場しアンケートに答えた方に粗品をお渡しします！



横浜市電子申請フォームから
2/7までに申込み



▲申込みはこちら▲



▲詳細はこちら▲

地区社会福祉協議会や、区の元気な地域づくり補助制度(補助金)
を活用した団体の取組を発表します

- #中村地区社会福祉協議会 #大岡地区社会福祉協議会
- #睦町公園映画会実行委員会 #子どもフリースペースいらっしやい運営委員会
- #こっこダイニング #FUNBURGER

【主催・問合せ先】

南区地域振興課 ☎341-1239 / 南区福祉保健課 ☎341-1183 / 南区社会福祉協議会 ☎260-2510

※新型コロナウイルス感染症拡大状況により、内容が変更になる場合がございます。
※当日は、自宅で検温していただき、発熱等体調不良の場合は参加をご遠慮ください。会場内ではマスクの着用をお願いいたします。
※ご来場の際には、公共交通機関をご利用ください。



みなみく

商店街&防災フェスタ

区内の商店街が一堂に集結し、商店街の逸品やお買い得品の買い物を楽しめる「商店街フェスタ」、防災を身近に感じ学べる「防災フェスタ」を同時開催します。

日時 2月25日(土) 10時~13時

場所 南区役所1階・7階(南区浦舟町2-33)

商店街フェスタ



商店街朝市

南区商店街のおいしい逸品、お買得商品を販売します。



楽しい乗り物コーナー

小さなお子さんが乗れるミニ地下鉄、ミニ収集車などがあります。

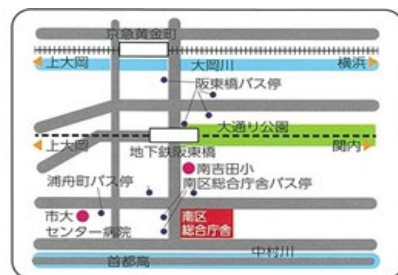


ゲームコーナー

小さなお子さんが楽しめるゲームコーナー

プロスポーツコーナー

プロバスケットチームの横浜エクセレンスなど、南区にゆかりのあるプロスポーツチームの紹介



防災フェスタ

防災コーナー

防災に関するパネルと防災用品を展示します。



地震体験コーナー

起震車で地震を体験してみよう!



MIRAI(トヨタの燃料電池自動車)の展示

MIRAIってなに? 停車時を想定した活用例(携帯電話の充電など)を実際に体験してみよう!

特別企画!スタンプラリー!

商店街朝市での1,000円以上の買物と、各コーナーでスタンプを集めて、ガラポン抽選に参加できます。南区商店街オリジナルエコバッグ、エプロンなど素敵な商品が当たります。

お問合せ 南区役所地域振興課 ☎045-341-1235 **防災担当** ☎045-341-1225

南区区連会承認第47号 掲示期間: 令和5年2月25日まで

各自治会町内会長 様

令和 4 年度「自治会町内会のための講習会」収録動画の YouTube 配信について

日頃から市政・区政にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年度の「自治会町内会のための講習会」については、新型コロナウイルス感染症の影響により集合形式から変更し、より多くの自治会町内会の皆様に講習会の内容をご紹介するため、講習会内容を収録した動画を YouTube 配信いたします。

つきましては、以下の通りご案内いたしますので、ご視聴のほどよろしく願いいたします。

1 配信内容、配信期間

(1) 講演

「負担軽減と ICT 活用～アフターコロナの自治会町内会活動～」

講師：水津 陽子氏（合同会社フォーティ R & C 代表）

配信期間：令和 5 年 2 月 10 日（金）～令和 5 年 3 月 10 日（金）

・横浜市と横浜市町内会連合会が協働し、制作いたしました。

こちらの講演のみ、
1 か月間の限定配信です！

(2) 事例発表

市内 3 区の自治会町内会より活動事例をご紹介します。

① 旭区「コロナ禍における自治会活動～活動形態の工夫で乗り切る～」

発表者：若葉台北自治会 会長 菅尾 貞登 氏

② 戸塚区「柏尾町文化祭と誌上発表会～リアルを紙面で共有～」

発表者：柏尾町内会 会長 齋藤 純一 氏

③ 西区「安全・安心なわが街を目指して～高層マンションの防災・減災対策～」

発表者：ヨコハマタワーリングスクエア自治会 会長 平野 周二 氏

配信期間：令和 5 年 2 月 1 日（水）～令和 6 年 3 月 31 日（日）

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



事例発表動画

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

事例発表はこちらのホームページで視聴できます。（下記ご質問に対する回答もこちらに掲載予定）

2 その他

事例発表について、ご質問がございましたら、電子申請・届出システム※でお問合せください。

※トップページ「手続き一覧（個人向け）」->キーワード検索「自治会 講習会」でも検索できます。

ご質問は令和 5 年 2 月 1 日（水）午前 9 時から令和 5 年 3 月 31 日（金）午後 5 時まで受け付けます。

ご質問に対する回答は、上記ホームページ（横浜市 自治会町内会への加入促進）に掲載予定です。

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 川口、石栗
電話：671-2317、Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.jp



ご質問受付

自治会町内会長 様

区連会 1月定例会資料
令和5年1月20日
市民局地域活動推進課

「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」への
ご協力に関する再度のお願い

日頃から、市政へのご協力を賜り、ありがとうございます。

11月の市連会・区連会を通じて標記アンケートへのご協力をお願いしたところですが、残念ながら、回答率が伸び悩んでおります。(1月10日現在 電子申請436件、郵送928件、その他12件 合計1376件 回答率 48.3%)

アンケートフォームへのアクセスのしやすさなど、これまでにいただいたご意見を踏まえて改善を加え、回答期限につきましても1月末まで延長いたしましたので、まだご回答いただいていない自治会町内会長の皆様におかれましては、何卒ご回答にご協力くださいますようお願い申し上げます。(既にご回答済みの場合は、ご対応不要です)

1 改善点

(1) パソコンからアクセスしやすく変更

「横浜市電子申請・届出システム」から、当該ページを検索できるようにしました。

(2) タイムアウトしにくい設計に変更

回答途中でタイムアウトしてしまうことを減らすため、1ページ当たりの質問数を減らしました。

2 改善後の回答方法 (詳細は裏面チラシ参照)

(1) スマートフォン等の場合

二次元バーコードを読み取り、アンケートフォームから回答



(2) パソコンの場合

「横浜市電子申請・届出システム」トップページの【申請できる手続き一覧】の「個人向け手続き」をクリック。

キーワード検索で「自治会 依頼」で検索、当該アンケートを選択して回答。

◆横浜市電子申請・届出システム

Google等の検索サイトで「横浜市 電子申請」と検索するとアクセスできます。

(参考) URL : <https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home>

(3) 郵送

11月の各区配送便でお送りした調査票にご記入の上、同封した返信用封筒で返送

*詳細は、別添のチラシを参照

3 回答期限

令和5年1月31日(火)【期限を延長しました】

担当 市民局地域活動推進課
電話 045-671-2317
FAX 045-664-0734

「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」 回答方法



1 スマートフォン等の場合

- ①カメラモードにして、
この2次元バーコードを読み込む→
- ②アンケートフォームのページが表示されたら、順次回答

2 パソコンの場合

- ①google や Yahoo!などの検索サイトで「横浜市 電子申請」で検索
- ②「横浜市電子申請・届出システム」のトップページ
→申請できる手続き一覧（ページ中段）
→個人向け手続き
→キーワード検索で「自治会 依頼」と入力して検索
→「【自治会町内会長向け】自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」をクリック。
→アンケートフォームのページが表示されたら、
「次へ進む」で順次回答

3 郵送の場合

- ①11月の配送便でお届けした調査票に回答を記入
- ②調査票と共に同封した返信用封筒に入れて返送

お忙しいところ、お手数をおかけしますが、ご協力をお願いします。

令和 5 年度学校施設活用型コミュニティハウスの開館日変更について

1 要旨

南区内の学校施設活用型コミュニティハウスは、週 5 日を開館していますが、祝日（土・日曜日を除く）の稼働率が低く、利用が無い場合も人件費や光熱費がかかっている状況です。

また、昨今の物価高騰及び人件費の上昇等により、効率的な施設運営が求められています。このため、やむを得ず令和 5 年度から稼働率が低い祝日（土・日曜日を除く）を閉館することにいたしました。

このような現状をご理解いただき、今後もコミュニティハウスのご利用をお願いいたします。併せて、地域におかれましても、周知にご協力いただきますよう、お願いいたします。

2 対象施設

(1) 六ツ川台コミュニティハウス

住所：南区六ツ川 3-65-9 六つ川台小学校内

(2) 永田台コミュニティハウス・市民図書室

住所：南区永田みなみ台 6-1 永田台小学校内

※ 管理者は、ともに、「特定非営利活動法人みなみ区民利用施設協会」

3 令和 5 年度からの変更内容

次のとおり、令和 5 年 4 月 1 日から開館日を変更いたします。

変更前	開館	月・水・木・土・日曜日の 9 時～21 時
	閉館	火・金曜日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
変更後	開館	変更なし
	閉館	火・金曜日、 祝日（土・日曜日を除く） 及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

※ 永田台コミュニティハウス市民図書室についても、祝日（土・日曜日を除く）は閉館します。

※ ウェブページの掲載、施設での掲示等により、主に周知します。

【お問合せ】

南区地域振興課区民施設担当

飛留間、前田

TEL:341-1237/FAX:341-1240

山下ふ頭の再開発 についてご意見を 募集します

—募集期間—

令和4年**11月22日**(火)～
5年**2月28日**(火)

新たな事業計画策定に向けて、
横浜市民の方をはじめ、
市外在住の方や
企業・団体等の皆様も
ご意見をお聞かせください

前回の市民意見募集では、「市民意見を反映し、その結果（地元経済活性化、賑わい創出などの視点・機能等）を踏まえて、広く民間から提案募集をするべき」とのご意見を多くいただきました。そこで、市民意見募集等の結果を踏まえ、改めて横浜市内の法人（企業・団体等）の皆様から新たな提案の募集を行います。

一方、市民の皆様からも、既にいただいた市民意見や企業・団体等からの提案を踏まえて、より具体的な再開発のイメージや導入機能などを伺うため、改めて市民意見募集や意見交換会を行います。

いただいたご意見やご提案は、今後の計画の検討に活用していきます。

横浜市港湾局

1 市民意見募集の結果概要

募集期間

令和3年12月23日(木)～令和4年6月30日(木)

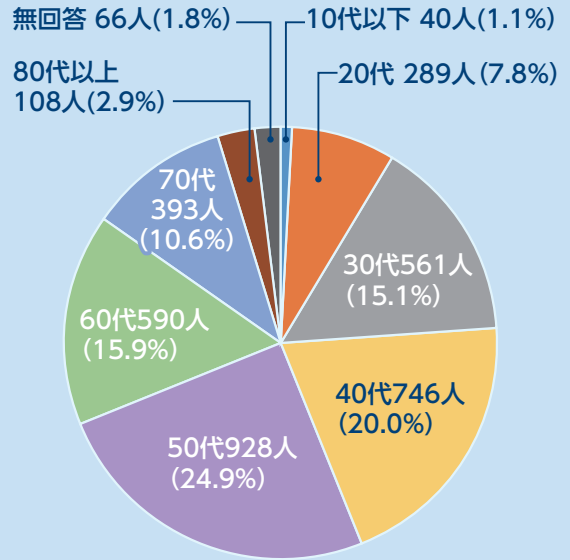
回答数

3,721件 ※このうち、自由意見があったもの1,942件

集計・分析結果と市民意見の傾向

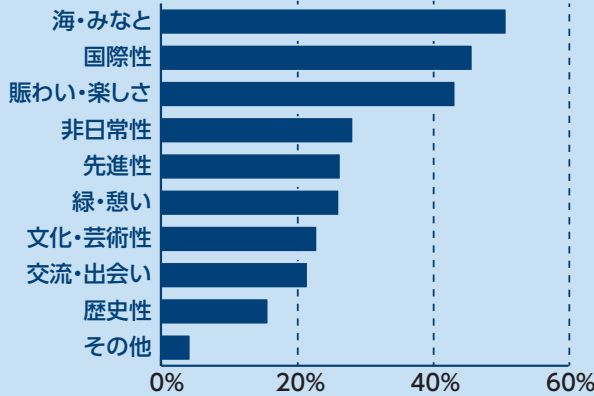
択一式質問の集計(下図左)とともに、自由意見については、一文ずつに分け、類似の意見を分類して抽出するアフターコーディングの手法と、出現頻度の高い単語を抽出するテキストマイニングの手法により、問ごとに分析(下図右)を行いました。

回答者の年代別割合



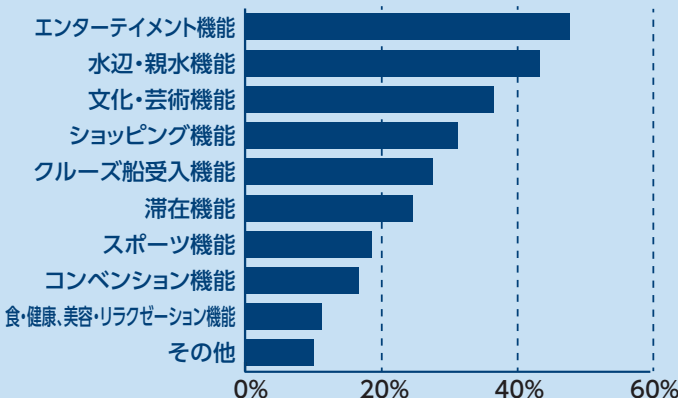
再開発のイメージ

海・みなと、国際性、賑わい・楽しさをメインテーマとしつつ、文化や歴史、海と緑の調和、観光、市民も楽しめるまちづくりなどの視点を取り込むことも必要



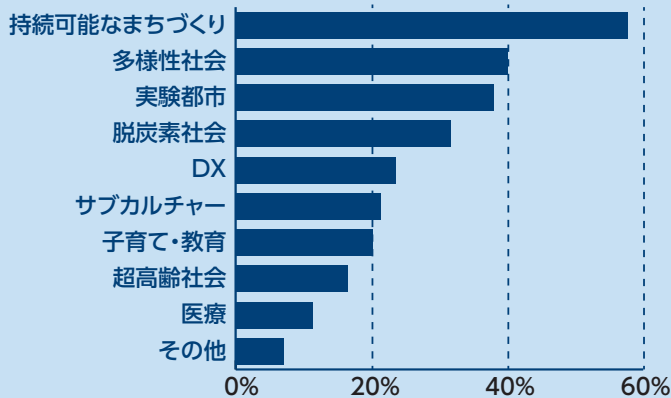
ふさわしい導入機能

エンターテインメント機能、水辺・親水機能、文化・芸術機能のほか、スタジアム等のスポーツ機能やホテル等の滞在機能を複合的に導入していくとともに、観光・交通の充実、楽しさなどの視点も必要



再開発に 取り入れる視点

持続可能なまちづくり、多様性社会、実験都市といった視点に加え、市民への還元、防災や環境対策の充実、将来を見据えたまちづくり、税収の確保、企業誘致による産学連携などの視点も必要



あなたのご意見をお聞かせください。

市民意見募集(アンケート)、ワークショップ形式による市民意見交換会及び事業者提案募集の結果について、取りまとめました。本リーフレットや下記のホームページに掲載した取りまとめ結果をご覧いただき、より具体的な再開発のイメージや導入機能などについて、改めてご意見をお聞かせください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/yokohamako/kkihon/torikumi/rinkaibu/naiko/kekka.html>



募集期間

令和4年11月22日(火)～5年2月28日(火)

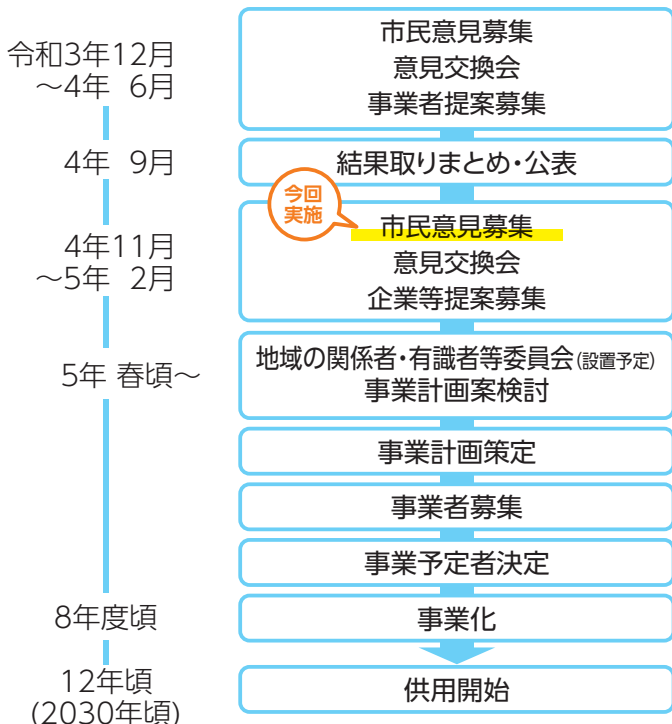
※切り取り線※

回答欄

より具体的な再開発のイメージや導入機能などについて、あなたのご意見をお聞かせください。

※切り取り線※

今後のスケジュール



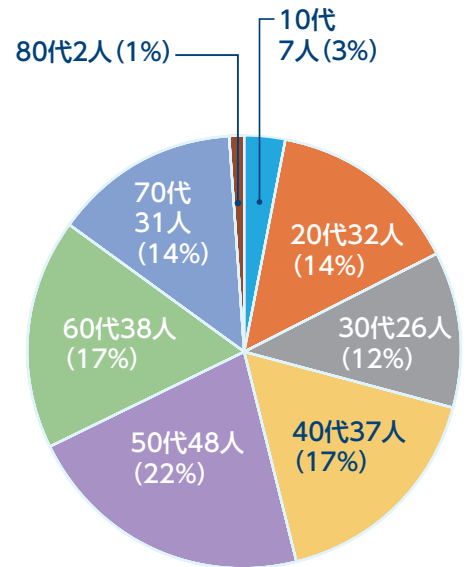
2 市民意見交換会の結果概要

開催概要

参加者総数 **221** 人 付箋で出されたご意見の数 **3,120** 件

	開催日	場所	エリア	参加者数
第1回	5月29日(日)	市庁舎	鶴見、神奈川、西、中、南	70人
第2回	6月12日(日)	泉公会堂	保土ヶ谷、旭、泉、瀬谷	34人
第3回	6月18日(土)	港北公会堂	港北、緑、青葉、都筑	60人
第4回	6月26日(日)	金沢地区センター	港南、磯子、金沢、戸塚、栄	57人

参加者の年代別割合



【参考】市民意見交換会の様子

グループワークにおける意見の傾向

市民意見交換会において、付箋でいただいたご意見を要約して分類・集計(下図)を行いました。中心の円の大きさはご意見の数をイメージしています。

まちづくりのテーマ

- シンボリックな空間の創造と横浜の歴史や文化を生かしたまちづくり
- 子育て・教育にも配慮した市民のための再開発
- 税金を意識した環境にも優しいサステナブルなまち

ふさわしい導入機能

- スポーツ、音楽等を中心とするエンターテインメント施設
- 最先端技術等を扱う企業・大学・研究開発施設
- 海を生かした公園と水上交通を含めた充実した交通インフラ



3

事業者提案募集の結果概要

いただいた**10件の提案**のうち、事業者の承諾を得たものを掲載します。

企業・大学等のイノベーション施設を中心とした提案



- キャンパス型オフィス 93万㎡ グローバル企業、研究機関、大学等
- 中長期型滞在施設 16万㎡ サービスアパートメント、スポーツ・医療ツーリズム、研修施設、研究者用滞在施設等
- 複合集客施設 6万㎡ ホール・シアター、ミュージアム、フードホール、エンターテインメント施設
- リゾート型滞在施設 5万㎡(200~300室)
- 賑わい施設 4万㎡ 商業、飲食等

大規模集客施設を中心とした提案



- 国際展示場 25万㎡
- コンサート・イベント会場(7~8万人収容)
- SDGs・水素エネルギー施設
- その他施設
次世代中長期滞在型宿泊施設(7,000~10,000室)
植物工場・生鮮食料品市場・レストラン、
給食センター、F1、医療防災拠点、教育施設



- マルチアリーナ 12万㎡ スポーツ、コンサート、コンベンション等
- ホテル 28万㎡(3,500室)
- 商業施設等 13万㎡
- 展示場・会議室 10万㎡
- 客船ターミナル 1万㎡
- エネルギー施設 1万㎡
- 歩行者デッキ 14万㎡

緑を中心とした提案



- 緑 28万㎡
- 水素発電・浄化システム 7万㎡
- 滞在・研修施設 9万㎡
- 運動・健康施設 4万㎡
- 水際線プロムナード 3万㎡
- 客船ターミナル 5万㎡
- 生態館 2万㎡

(検討例)

- エンターテインメント施設
海上一体半屋外シアター、水上ステージ、全天候型プール等、フードマーケット
- 文化芸術施設
メディア芸術(デジタルアート)、グローバル拠点施設
- 研究施設
海洋リサーチパーク、水産ガストロノミーセンター

開発の効果 ※提案のあったデータの範囲のみを掲載

投資見込み額	年間延べ来街者数	雇用者数
約1,000~8,000億円	約530~4,500万人	約2.5~12.6万人

開発に関する主なご意見等

- 埠頭内だけでなく、周辺地区の開発促進やアクセス強化も必要である。
- 段階的な開発の考え方も導入する必要がある。
- 整備における公民の役割分担の協議や行政による支援をお願いしたい。

事業者提案募集等の結果の詳細 右のQRコードからホームページにてご覧いただけます。



山下ふ頭の概要・立地について

概要

昭和30～40年代の高度成長期に横浜港を支える主力ふ頭として重要な役割を果たしました。

現在は、本牧ふ頭、南本牧ふ頭等でコンテナ船へ積み卸すコンテナの開梱・梱包を行うバックヤードとしての役割を担っています。

山下ふ頭の特長

約47haに及ぶ
広大な開発空間

周囲を囲む
穏やかな水域

高い交通利便性

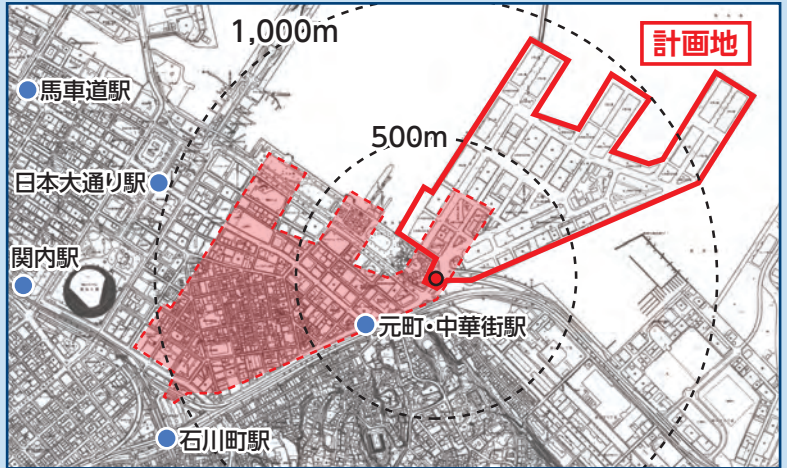
横浜港の
良好な景観

周辺の観光資源

立地



計画地のスケール比較

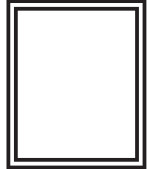


出典：横浜市山下ふ頭開発基本計画（平成27年9月策定）

✂切り取り線✂

郵便はがき

料金受取人払郵便



差出有効期間
令和5年2月
28日まで
(切手不要)

2 3 1 - 8 7 9 0

0 0 5

神奈川県横浜市中区本町
6丁目50番地の10
横浜市港湾局 山下ふ頭再開発調整課 行



該当する項目にチェックをお願いします

- 【住 所】 横浜市 区
 横浜市外
- 【年 代】 ~10歳代 20歳代
 30歳代 40歳代
 50歳代 60歳代
 70歳代 80歳代~

ご協力ありがとうございました

応募方法

次の方法で、ご意見をお寄せください。

- ①はがき(左のはがきを切り取り、ご使用ください。)
【切手不要 当日消印有効】
- ②インターネット入力フォーム

スマートフォンで回答される方

右のQRコードからアクセスできます。

PCで回答される方

下記のURLよりアクセスできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/yokohamako/kkihon/keikaku/yamashita/joi/aratanatorikumi/iken.html>



- 「お電話やご来庁でのご意見の受付」および「ご意見への個別の回答」はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ご意見の提出に伴い取得した個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。
- いただいたご意見は、公表させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

横浜市港湾局山下ふ頭再開発調整課

令和4年11月作成

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

電話番号:045-671-4686 FAX番号:045-550-4961

メールアドレス kw-yamashita@city.yokohama.jp

横浜南税務署からのお知らせ

【問合せ先】 〒236-8550 横浜市金沢区並木 3-2-9 Tel. 045 (789) 3731 (代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

自宅から e-Tax が便利！

～ 申告書の作成・送信は国税庁ホームページをチェック～

自動計算

画面の案内に沿って入力すれば税額まで自動計算



自動入力

マイナポータル連携や過去の申告データを利用して自動入力



自宅から

マイナンバーカードとスマホでe-Tax！



e-Tax なら早期還付されます！



←スマホはこちら

税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期間	会場	所在地	時間
令和5年 2月2日(木) ～ 2月9日(木) ※ 土、日及び祝日を除きます。	ウィリング 横浜	横浜市港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおか オフィスタワー 501号室～503号室	午前9時30分から 午後4時00分まで ※注(受付は午後3時まで) 【事前申込をお願いします】

- 年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得、事業所得、不動産所得がある場合を除く。)を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、横浜南税務署に直接お持ちいただくか、東京国税局業務センター横浜南分室宛て郵送でご提出ください。
- 令和4年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる**事前申込**となっています。
- オンラインによる事前申込は、令和5年1月6日(金)から可能となります。
詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。
なお、電話での事前申込は受付けておりませんので、ご注意ください。
- オンラインによる事前申込サイトについてのお問合せは、【050-3196-3904】
(受付時間：平日午前10時～午後4時※正午から午後1時を除く。)へお願いします。
- 2月9日(木)は、税理士会独自事業確定申告無料相談となります。

※注 相談日当日に空きがある時は、当日時間指定入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、オンラインによる事前申込をご利用ください。

事前申込サイト



https://coubic.com/touchi102bookinng_pages

(裏面もご覧ください。)

申告書作成会場の開設について

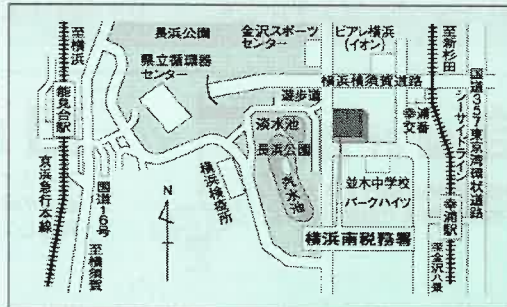
～郵送での提出先は東京国税局業務センター横浜南分室です～

開設期間	会場	所在地	時間
2月1日(水) ～ 3月15日(水) ※土、日及び祝日を除きます。(注)	横浜南税務署	横浜市金沢区 並木3-2-9	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。 【相談】 午前9時15分から午後5時まで

(注) ただし、2月19日及び2月26日の日曜日は開場します。

- 申告書等の提出のみの場合は、横浜南税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 令和4年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非、LINEによる事前発行をご利用ください。
- 入場整理券には限りがありますので、受付を早く締め切る場合があります。
- 3月になりますと、入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
- 横浜南税務署の駐車場は1月4日から、使用できませんので、公共交通機関をご利用下さい。

【案内図】



オンラインで事前発行

LINE アプリで国税庁の公式 LINE アカウントを友だち追加してください。



友だち追加はこちらから！

申告書、届出・申請書等を郵送で提出される方へ

申告書等を書面により提出される場合は、「東京国税局業務センター横浜南分室」宛て送付いただきますようお願いいたします。

(宛先) 〒236-8551 横浜市金沢区並木3-2-9 東京国税局業務センター横浜南分室

会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。
なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、来場を控えていただくようお願いします。

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、原則として、**令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。**

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

スマートフォンからでもe-Taxで申請できます。

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。



インボイス制度
特設サイト



No. ○○

南政第 1080 号
令和 5 年 1 月 20 日

団体名

様

南区区政推進課長 宮崎 郁

令和 4 年度下半期広報紙配布謝金の振込みについて（通知）

日ごろから、横浜市広報行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和 4 年度下半期広報紙配布謝金を令和 5 年 3 月末日までに、指定口座へ振り込ませていただく予定です。

貴団体におかれましては、下記内容をご確認のうえ、同封の郵便はがき「広報よこはま南区版等 配布部数報告書」を記入いただき、ご返送くださいますようお願いいたします。

1 広報紙配布謝金 ○○○円 = @17円×○部 + @21円×○部

広報紙配布謝金は、地域活動推進や地域防犯灯維持管理費補助金申請などのため南区地域振興課へご提出いただいた口座振替依頼書に記載の口座へ振り込みます。
(※口座振替依頼書が未提出、不備があるなどの場合は振込が遅れることがあります。)

(参考) 算出根拠

(単位：部)

配布団体名	対象月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	10、11、2月	11、2月	下半期計
		2紙	3紙	2紙	2紙	3紙	2紙	3、月の	(網掛の月)の計	

※ 1 部あたりの単価 10、12、1、3、月 … 広報よこはま 9 円 + 県のたより 8 円 = 17 円
11、2 月 (網掛の月) … 広報よこはま 9 円 + 県のたより 8 円
+ ヨコハマ議会だより 4 円 = 21 円

2 配布部数の確認

上記配布部数及び配布金額等をご確認いただき、**修正の有無にかかわらず、同封の郵便はがき「広報よこはま南区版等 配布部数報告書」を記入のうえ、下記担当へ令和 5 年 2 月 15 日 (必着) までに、必ずご報告いただきますようお願いいたします。**なお、上記期限までにご報告がない場合は、部数の変更はないものとさせていただきます。

担当：南区区政推進課広報相談係 朝比奈・河田
E-mail：mn-kouhou@city.yokohama.jp
TEL：045-341-1112
FAX：045-341-1241

【ご報告にあたって】

※同封のはがきには、以下の内容を印刷しています。

広報よこはま南区版等 配布部数報告書		提出必須				
横浜市南区長						
「広報よこはま」、「県のたより」および「議会だより」の配布部数について、次のとおり確認しましたので、報告します。						
修正 【 あり ・ なし 】						
どちらかに○を記入してください。						
<u>修正ありの場合</u> は、下記の表に正しい配布部数を記入してください。						
修正がない場合は、部数の記入は不要です。						
【令和4年10月 ～ 令和5年3月】						
	10月号	11月号	12月号	1月号	2月号	3月号
修正後 部数						
【報告者】						
団体名称 《町内会名》					《No》	
（ 代表者 または 広報配布 担当者 ）	名前					
	住所					
	電話番号	—				
【報告日】 2月15日（水）夕切（必着）						
令和5年 月 日			（太枠内をご記入ください）			

報告書はがきイメージ

※印刷部数のご報告にあたっては、同封のはがきにご記入の上、

2月15日必着でポストへ投函していただきますよう、お願いいたします。